※離婚後も結婚していた時の姓をそのまま名乗るために提出する書類です。
（離婚届と同時に出す場合の記載例です。）

離婚の際に称していた氏を称する届

（戸籍法77条の２の届）

令和 8 年 8 月 8 日 届出

三芳町 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号						
通知（送付） 令和 年 月 日 第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知	

(1)	（フリガナ） 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	（現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名） 氏：ミヨシ　名：ハナコ 三芳　花子	昭和55年 2 月 3 日生
(2)	住所 （住民登録をしているところ）	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1	
(3)	本籍	※婚姻当時の本籍を記入してください。 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100 番地 1 筆頭者の氏名 三芳　太郎	
(4)	（よみかた） 氏	変更前（現在称している氏）：三芳 変更後（離婚の際称していた氏）：みよし 三芳	
(5)	離婚年月日	令和８ 年 ８ 月 ８ 日	
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	（(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がない場合には記載する必要はありません） 埼玉県入間郡三芳町大字北永井1 番地 筆頭者の氏名 三芳　花子	※筆頭者は本人です。希望する本籍地を記入してください。ただし、本籍地は届出時に実在する土地の町名及び地番である必要があります。
(7)	その他		
(8)	届出人署名 （※押印は任意） （変更前の氏名）	三芳　花子	※押印は任意　印

※注意点
提出期限は離婚成立日から３ヶ月以内となります。